

ストック・オプション、 費用計上へ

制度調査部
齋藤 純

ASBJ が会計基準の公開草案を公表

【要約】

2004年12月28日、企業会計基準委員会は、公開草案「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」を公表した。

公開草案では、従業員等の労働に対する報酬として付与したストック・オプションに関しては、ストック・オプションの評価額を、原則、付与日の属する事業年度から権利確定日の属する事業年度に按分して、費用計上することとしている。

公開草案の内容のまま確定した場合、ストック・オプション等に関する会計基準は、2006年4月1日以後に開始する事業年度に付与されるストック・オプション等に適用される。適用開始事業年度より前に付与されたストック・オプションには適用されない。

米国及び国際会計基準が費用計上で先行

2001年に発覚したエンロン事件以降、米国では企業のガバナンス強化に向けた制度改革が徹底的に行われ、内部統制機能の構築・有効性評価をもって一つの区切りを迎えようとしている。

こうしたガバナンス強化の流れの中、会計の分野で改革の標的となったのが、ストック・オプションの費用計上問題である。エンロンの一件により多くの企業でのストック・オプションの濫用が露呈したことを契機に、費用計上を義務付ける会計基準¹が2004年末に決定した(2005年6月15日以後に開始する事業年度から適用)。長年議論された費用計上の問題にも、終止符が打たれたことになる。

では、わが国ではどうか。わが国には現在、ストック・オプションに関する独立の会計基準は存在しないが、2002年から検討が開始され、昨年12月に会計基準の公開草案²が公表された。わが国でストック・オプション会計が検討されることとなった背景には、商法改正によりストック・オプションが一般化したことが挙げられるが、それとともに、米国会計基準や国際会計基準³が費用計上の方向で検討を進めてきたことによる影響も否定できない。

¹ 2004年12月16日にFASB(米国財務会計基準審議会)から公表された、Statements of Financial Accounting Standards NO.123(revised 2004) “Share-Based Payment” を指す。

² 2004年12月28日にASBJ(企業会計基準委員会)から公表された「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」を指す。公開草案の内容に関しては、2005年2月28日までパブリック・コメントを募集している。

³ それに先立つ2004年2月には、IASB(国際会計基準審議会)でも、ストック・オプションの費用計上を義務付けるIFRS第2号 “Share-based Payment” を決定している。

現金報酬と同様に処理

今回の公開草案では、ストック・オプション等⁴の費用計上を義務付けている。しかし、公開草案の内容を導くまでには、いくつかの難解な問題が存在した。そもそも費用計上は必要なのか、ストック・オプションの価値はどの時点で測るのか、費用計上した場合の相手勘定はどうすべきか、といったことがそれにあたる。

現金で報酬が支払われた場合、費用計上することにはほとんど異論はないだろう。しかし、支払いがストック・オプションに形を変えた途端、問題が難解になるのは、ストック・オプションには現金での支払いにはない特殊な性格(図表1参照)が含まれていることが、多分に影響している。

この点、公開草案では、ストック・オプションも報酬であることを明確にし、現金での報酬と同様に費用計上を求めている。

図表1 現金報酬と比較した場合のストック・オプションの特徴

- ・企業によるストック・オプションの付与や従業員等による権利行使があっても、企業から現金の流出はない
- ・権利行使されるまでは報酬の額が確定しない
- ・権利行使されないこともある
- ・権利行使されるまでは資本の要件にも負債の要件にも完全には合致しない

費用の相手勘定は資本と負債の間

公開草案では、いくつか流動的な論点⁵を含みながらも、ストック・オプションの会計処理の骨格が示されている。

(1)権利確定日⁶以前の会計処理

従業員等に報酬として付与されたストック・オプションは、「付与日」にその価値を測定し、その

⁴ 公開草案では、ストック・オプション(自社株式オプション(自社株式を原資産とするコール・オプション(株式を購入する権利))のうち、企業が従業員等に報酬として付与するものを)を適用対象の中心と想定しているが、ストック・オプションの他、次の取引も対象となる。

- ・企業が財貨又はサービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引(ストック・オプションを除く)
- ・企業が財貨又はサービスの取得において、報酬又は対価として自社株を交付する取引

⁵ 今回公表された公開草案は、決定した会計基準ではないため、今後、さらに議論が行われた結果、内容が変更される可能性がある。公開草案では、特に議論が多かった論点として次の点を挙げた上で、これらの点に関する主な意見を紹介しコメントを求めている。

- ・費用認識の相手勘定(負債の部に計上するか、資本の部に計上するか、両者の中間項目とするか)
- ・未公開会社の取扱い(未公開会社が付与したストック・オプションについても何らかの方法により公正な評価額の費用計上を求める(A案)か、未公開会社のストック・オプションについては本源的価値の費用計上を求める(B案)か。B案はさらに、権利行使されるまで本源的価値を見直し損益計算書への計上を求める案(B-1案)と、本源的価値の見直し分の損益計算書への計上は求めないが注記としての開示を求める案(B-2案)に分かれる)

公開草案では、未公開会社のストック・オプションについては、上記のうちB-2案を暫定的に採用している。ただし、本源的価値は測定時点の株価と権利行使価格との差額であるため、付与時の株価が権利行使価格を上回る状態で付与されない限り価値が発生せず、その結果、費用計上も不要となる。

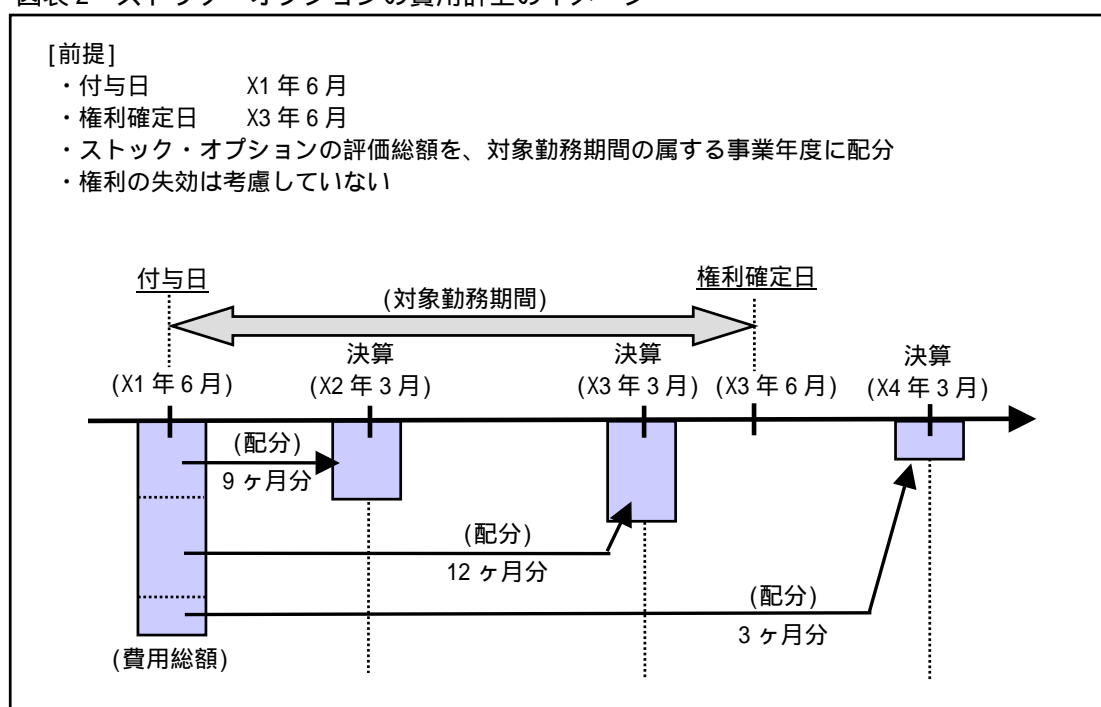
⁶ スtock・オプションには、勤務条件(例えば、「付与日から2年間勤務すること」など)や業績条件(例えば、「円まで株価が上昇すること」など)をクリアした場合に権利行使を認める仕組みとしているものもある。これらの条件を満たした日を、ストック・オプション会計では「権利確定日」と呼ぶ。

総額を、従業員等による労働サービス提供期間である「対象勤務期間⁷」(通常、付与日から権利確定日までの期間)にわたり配分する(図表2参照)。ストック・オプションを付与した企業では、権利行使されるまでは「新株予約権」として負債の部と資本の部の中間に計上する。

(2)権利確定日より後の会計処理

権利行使された場合、「新株予約権」として負債の部と資本の部の中間に計上されていた額を、資本金又は資本準備金に振り替える。権利行使されずに失効した分は、原則、失効が生じた事業年度に利益に計上する。

図表2 スtock・オプションの費用計上のイメージ



費用計上するストック・オプションの額は、ブラック＝ショールズ・モデルや二項モデル等の株価算定モデルを利用して算定する。付与日以降、株価が変動しても見直しは行わない。ブラック＝ショールズ・モデルの場合、ストック・オプションの価値は、「権利行使価格」や「予想ボラティリティ」、「権利行使までの予想残存期間」などの変数に基づいて算出され、ボラティリティが高く、かつ、権利行使までの残存期間が長いほどオプション価値は高くなる⁸。

⁷ 基本的には、付与されたストック・オプションに応じて従業員等が提供するサービスの提供期間のことを意味する。ただし、通常、この期間を確定することは困難であるため、公開草案では、対象勤務期間が明らかでない場合には、付与日から権利確定日までの期間を対象勤務期間とみなすこととしている。

⁸ 田中 一嘉、「日本企業のストック・オプション」、ダイワ マーケット プリティン Vol.3。

適用は2006年4月から

公開草案の内容のまま確定すれば、ストック・オプション会計基準は、2006年4月1日以後開始する事業年度に付与されるストック・オプション等に適用される⁹。そこで気になるのは、企業業績への影響である。新たな費用項目が生まれることになるため、当然、利益の減少につながる。

わが国では、米国ほどストック・オプションは浸透していない(それでも上場企業の1/3超が導入済みとされているが¹⁰)ことや、既に付与したストック・オプションは対象とされていないことから、企業全体としての影響は限定的とも言われている。しかし、創業間もない企業などストック・オプションを積極的に活用してきた企業にとっては影響が小さいとは言えず、今後、株式を利用した報酬制度の見直しにつながる可能性もある。

⁹ 適用開始事業年度より前に付与されたものは、適用対象から外される。ただし、適用開始事業年度より前に付与されたストック・オプションであっても、適用開始事業年度以後に存在するものについては、「ストック・オプションの内容」、「規模(付与数等)」及び「その変動状況(行使数や失効数等)」を開示する必要がある。